



の事務取扱いとして起訴権行使しておる場合がございます。その根拠の規定は検察廳法の三十六條であります。

すなわち「法務總裁は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察廳の検察事務官にその廳の検察官の事務を取り扱わせることができる。」この規定に基きまして、検察官事務取扱いというものをある程度認めておるのであります。

○猪俣委員 そうすると、起訴するということも事務とみなして、この條文に基いてやつておるという御解釈ですか。

○高橋政府委員 さようであります。

○猪俣委員 しかしこの三十六條から一体起訴権というような廣大な権利の発生を認めるということは、ちよつと考えられないことなのであるが、そうすると今検察事務官がやつておる起訴権なるものは、この三十六條以外には何らの法的根拠はないというわけですか。

○高橋政府委員 この場合に検察官の事務と申しますのは、やはり検察廳法の第四條及び第六條の検察官に定められた検察官の事務であると考えますので、三十六條を通しまして、四條も六條もまた根拠規定であるといふに考えております。

○佐藤委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。

○松木委員 ただいま猪俣君の質問に對して、検察事務官が起訴権を有するには、検察廳法の三十六條の規定に基づいておるという御説明であつたのであります。その説明で了解はできますが、この檢察廳法を見ると、たとえば「檢事総長に事故のあるとき、又は檢

事総長が欠けたときは、その職務を行ふ。」あるいは第五條にも「職務を行ふ。」という用語が使つてあります。まだあるかも知れませんが、一体事務と職務とはどこで區別されるのですか。

〔佐瀬委員長代理退席、委員長着席〕

○佐瀬委員長代理退席、委員長着席と職務とはどこで區別されるのですか。

○高橋政府委員 たゞいまのと尋ねの点は、職務と事務とを非常に明確にこれで使いわけておるようには見えないのであります。たとえば第四條あたりでも検察官の職務としてござりますが、この條文の終りの方はかくくの「事務を行ふ。」といふになつておられますし、たゞいま御指摘の第五條におきましては「前條に規定する職務を行ふ。」といふになつておりますし、その点は用語の不統一があるかもしれません、特にこれを意味があつて書きわけておるのではないではなかといふに考えられます。

○松木委員 そうすれば同一の意味に解釈してよろしいのですか。

○花村委員長 起立総員、よつて本案は原案通り可決いたしました。

○花村委員長 なお本案に対する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任を願います。

○花村委員長 次に認知の訴の特例に関する法律案を議題といたします。提案者の御説明を願います。松木弘君。

○花村委員長 提出者の古島君が不参でござりますから、私の方から簡単に説明いたします。

○花村委員長 現在認知の訴は、民法の規定によりますと、親の死亡の日から三年経てば提訴することができますから、親の死亡したとしても何年もわからぬであります。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。御質疑がなければ、本案の討議ありませんか。

○花村委員長 御異議なしと認めて、論探決を行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○花村委員長 本案は簡単な法律案でありますから、本案の討議は省略いたしました。

○花村委員長 いかがでしようか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花村委員長 それでは討論を省略します。〔総員起立〕

○花村委員長 起立総員、よつて本案は原案通り可決いたしました。

○花村委員長 なお本案に対する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任を願います。

○花村委員長 次に人權擁護委員法案を議題に供します。

○梨木委員 私は前会の委員会に出でておきました質問の答弁を求めます。私は前会の委員会におきまして第七條の四号に「日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政黨を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團体を結成し、又はこれに加入した者」こういう規定があるのですが、ここに規定しておるよ

うな政黨といふものは、團體等規制令によつて禁止されておるのであります。そこで、事情にあるはるかわらず、なぜことさらにこういう規定をしたかといふ点についての説明を、これによつて禁止されておるのであります。

○花村委員長 たゞいま議題になりま

生法案、犯罪者予防更生法施行法案の四案を、一括審議として質疑を行います。御質疑があれば承りたいと存じます。

官が見えておりますから聞きたいのであります。たとえば石川縣において、大阪は昨年の十月であります。最近は東京都においてもこの條例の制定が問題になつております。そこでこの公安

條例を見ますと、大体どの縣で出ておられるのも同じようなものであります。一つ見本に新潟縣で出ておられるのを読んでおきますが、第一條におきまして、行列行進、集團示威運動に關する條例

は原案通り可決いたしました。なお本案に対する委員会報告書の作成に関しましては、委員長に御一任を願います。

○梨木委員 今議題になつておる問題と直接に関連はありませんが、意見長

官が見えておりますから聞かなければなりません。御質疑があれば承りたいと存じます。

○花村委員長 たゞいま議題になりま

す。

○花村委員長 御異議なしと認めて、

論探決を行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○花村委員長 本案は対して何か御質

疑はありませんか。



